## 和歌山市告示第319号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、本市に次のとおりあらたに生じた 土地の確認をした。

令和7年10月8日

和歌山市長 尾 花 正 啓 3

和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462の地先公有水面埋立地 13.06平方メートル

## 和歌山市告示第320号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定めた。 令和7年10月8日

和歌山市長 尾花正路

次の区域を和歌山市西浜字中川向ノ坪に編入する。

和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462の地先公有水面埋立地 13.06平方メートル

## 公有水面埋立地位置図





